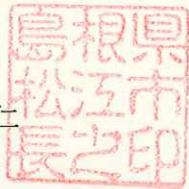


松江市告示第 381 号

児童福祉法第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定による廃止の届出がされたので、同法第 21 条の 5 の 25 第 2 号の規定により告示する。

令和 6 年 6 月 27 日

松江市長 上 定 昭 仁



事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日	廃止する事業	事業の主たる対象者	事業所番号
社会福祉法人ねむの木 福祉会 松江市学園二丁目 7 番 10 号	くれよんハウス 松江市学園二丁目 7 番 10 号	令和 6 年 6 月 30 日	放課後等 デイサー ビス、児 童発達支 援、保育 所等訪問 支援	特定なし	3250100280